

かほく市選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおりとしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

かほく市選挙管理委員会

1 期日前投票所を設ける場所

かほく市高松産業文化センター 1階 中ホール

かほく市七塚健康福祉センター 1階 集会室

かほく市議会庁舎 1階 第1会議室

2 期日前投票所を設ける期間

令和5年4月1日から令和5年4月8日までの間

毎日午前8時30分から午後8時まで

かほく市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙における不在者投票用のための投票用紙及び投票用封筒の交付の場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

かほく市選挙管理委員会

- 1 記載場所 かほく市高松産業文化センター 1階 中ホール
かほく市七塚健康福祉センター 1階 集会室
かほく市役所議会庁舎 1階 第1会議室
- 2 取扱日時 令和5年4月1日から令和5年4月8日までの間
毎日午前8時30分から午後8時まで

かほく市選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙における各投票区の投票所を次の場所に設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

かほく市選挙管理委員会

投票区名	投票所の場所
第1投票区	中町会館集会室
第2投票区	北新町会館集会室
第3投票区	かほく市立高松こども園遊戯室
第4投票区	かほく市大海交流センター多目的ホール
第5投票区	中沼集会所集会室
第6投票区	かほく市高松産業文化センター大ホール
第7投票区	かほく市木津公民館大ホール
第8投票区	かほく市立はまなすこども園遊戯室
第9投票区	かほく市七塚健康福祉センター多目的ホール
第10投票区	かほく市立外日角小学校多目的ホール
第11投票区	かほく市立しらゆりこども園遊戯室
第12投票区	かほく市立新化こども園遊戯室
第13投票区	かほく市宇ノ気体育センター体育館
第14投票区	かほく市指江公民館講堂
第15投票区	かほく市大崎区民会館集会場
第16投票区	かほく市よこやま研修館大研修室
第17投票区	かほく市上田名公民館講堂
第18投票区	かほく市七窪公民館会議室
第19投票区	かほく市内日角多目的研修集会施設集会室

かほく市選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第10号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により投票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ別紙のとおり選任したので、同令第49条の7の規定により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和5年3月31日

かほく市選挙管理委員会

かほく市選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第10号）第37条第2項の規定により投票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその者の職務を代理すべき者をそれぞれ別紙のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和5年3月31日

かほく市選挙管理委員会

